

！ 人事

4月1日付 ( )内は前職

総務課

- ▼情報統計係 松井 達哉
- ▼(産業振興課商工観光係兼水産係) 藤田 祐也
- ▼総務課付係 (保健福祉課社会福祉係) 藤田 祐也

財務企画課

- ▼企画調整係 (税財管理課管財係) 豊田 龍哉
- ▼財政係 吉田 将利 (新規採用)

税財管理課

- ▼課長兼管財係長 藤川 勝利
- ▼(同課長兼管財係長兼収納係長) 吉田 達也
- ▼(新型コロナウイルス感染症対策室 予防接種係長) 西方 苗
- ▼管財係 (財務企画課企画調整係) 八重樫 貢 (定年退職・新規再任用)

住民生活課

- ▼課長補佐兼住民活動係長 武藤 知憲
- ▼(同課住民活動係長) 花松 賢一
- ▼(教育振興課教育総務係長) 磯田 昭次

保健福祉課

- ▼(国保病院医事係長兼介護老人保健施設業務係長) 佐々木 広太郎
- ▼住民活動係主査 佐々木 広太郎
- ▼(同課住民活動係主査兼環境衛生係主査) 石山 英伸
- ▼課長補佐兼新型コロナウイルス感染症対策室次長兼予防接種係長 石山 英伸
- ▼(同課長補佐兼新型コロナウイルス感染症対策室次長) 山口 雄也
- ▼社会福祉係長 (住民生活課環境衛生係長) 千葉 峰矢
- ▼(産業振興課農地整備係兼林務係) 石垣 一生 (新規採用)
- ▼保険給付係 (新規採用)

地域包括支援センター

- ▼副町長兼同所長事務取扱 佐々木 幸博 (副町長)
- ▼副所長兼介護予防係長兼在宅支援係長 (同センター介護予防係長兼在宅支援係長) 渡邊 夕喜
- ▼在宅支援係 和田 香 (新規採用)

保育所

- ▼所長兼児童保育係長・児童センター館長兼児童センター係長 大木 麻理
- ▼(同所長兼児童センター館長兼児童センター係長) センター係長

退職者 (3月31日付)

- ▼佐久間 利孝 (新規採用)
- ▼(地域包括支援センター所長) 齋藤 智美
- ▼(保育所児童保育係長) 鳥山 恵利子
- ▼(保育所保育士主査) 柴谷 圭拓
- ▼(産業振興課農務係兼農地整備係) 高橋 利歩
- ▼(保育所保育士) 掛川原 はるな
- ▼(建設水道課建築係 (再任用)) 宇野 安久

！ その他

林野火災強調期間について

林野火災については、毎年、さまざまな防災の取り組みが行われており、その取り組みの一つとして、乾燥期に入る4月中旬頃から林野火災強調期間が北海道地域防災計画に基づき設定されています。

これを受け雄武町でも「強調期間」を4月21日(水)から6月30日(水)に設定する予定です。

この期間中、町では林野火災予防巡視員を配置し林野火災予防に努め

産業振興課

- ▼課長兼農業委員会事務局長 山崎 佳之 (同課長)
- ▼林務係長 落合 俊公
- ▼(保健福祉課社会福祉係長) 齋藤 貴史
- ▼農地整備係主査 齋藤 貴史
- ▼(同課農地整備係主査兼農務係主査) 藤澤 健人
- ▼水産係兼林務係 (教育振興課生涯教育係) 大辻 敦美
- ▼農務係 (総務課情報統計係) 田口 雅斗
- ▼農務係兼農地整備係 (同課農務係) 井出 淳基 (新規採用)
- ▼商工観光係 (新規採用)

建設課 (建設水道課から再編)

- ▼課長兼都市計画係長 田原 慎也 (建設水道課長 (浄化センター所長)) 兼水道業務係長
- ▼土木管理係長 大庭 悟
- ▼建築係長 (建設水道課土木管理係長) 長谷川 潤
- ▼建築係主査 (建設水道課建築係主査) 佐々木 誠

上下水道課 (建設水道課から再編)

- ▼課長 (浄化センター所長) 兼水道係長 永井 栄次
- ▼(建設水道課土木管理係兼都市計画係) 田中 良平
- ▼土木管理係兼都市計画係 濱野 航汰
- ▼(建設水道課土木管理係兼都市計画係) 和田 保弘 (新規採用)
- ▼土木管理係 (新規採用)

会計管理者

- ▼水道係 (建設水道課下水道係) 横道 史也
- ▼水道係 (建設水道課下水道係) 菊川 武蔵
- ▼水道係 (建設水道課下水道係) 江田 一夫 (定年退職・新規再任用)
- ▼(建設水道課下水道係) 川口 敦史
- ▼(産業振興課林務係長) 川口 敦史

オホーツク紋別空港利用助成制度

オホーツク紋別空港の利用促進、観光振興などを目的として創設しました「雄武町オホーツク紋別空港利用促進助成制度」を令和3年度も実施します。

助成額は、町民は片道1万円、往復2万円。親戚知人や観光客など道外からの町内宿泊者と、町外から雄武町に通勤している人への助成は片道5千円、往復1万円です。

申請方法は、紋別ー羽田間の航空機搭乗後60日以内に役場窓口へ申請書を提出してください。なお、申請の際に必要なものは次のとおりです。

- ①申請用紙(役場窓口、町ホームページから入手できます)
- ②搭乗者が道外在住者の場合、申請書の宿泊証明欄へ、宿泊した町内施設・家主の記載・押印が必ず要です。
- ③搭乗者名が記載された「ご搭乗案内」(ピンク色)もしくは搭乗証明書
- ④申請者と搭乗者それぞれの運転免許証、健康保険証の写しなど住

所記載の公的身分証明書

- ④印鑑
- ⑤口座番号が分かるもの(通帳・キャッシュカードなど)
- ⑥申請者と搭乗者が異なる場合(親子・親族関係に限る)、続柄関係が分かる戸籍証明や住民票

対象者	助成額
・雄武町民	・片道利用・・・10,000円
・町外から雄武町に通学している人	・往復利用・・・20,000円
・親権者が雄武町民で、町外の学校に通学している人	・片道利用・・・5,000円
・道外在住者で町内の宿泊施設や親戚知人宅に宿泊した人	・往復利用・・・10,000円
・町外から雄武町に通勤している人	

※満3歳以上12歳未満のお子様で、小児運賃の適用を受けた場合は、助成金額が半額となります。

※助成額よりも割安な航空運賃プランを利用した場合は、航空運賃プランの額と同額を助成します。

※財務企画課企画調整係